

「北九州市面会交流支援事業」の概要

1. 事業の目的・趣旨

面会交流とは、離婚や別居により親と離れて暮らす子どもが、定期的に親と会って話をしたり、一緒に遊んだりして交流することをいう。

面会交流は、子が別居している親の愛情を知るとともに、養育費の支払いにつながることから、子の健やかな育ちを確保する上で有意義である一方、離婚に伴う父母間の不信感等の理由により、父母のみで面会交流を行うことが困難な場合がある。

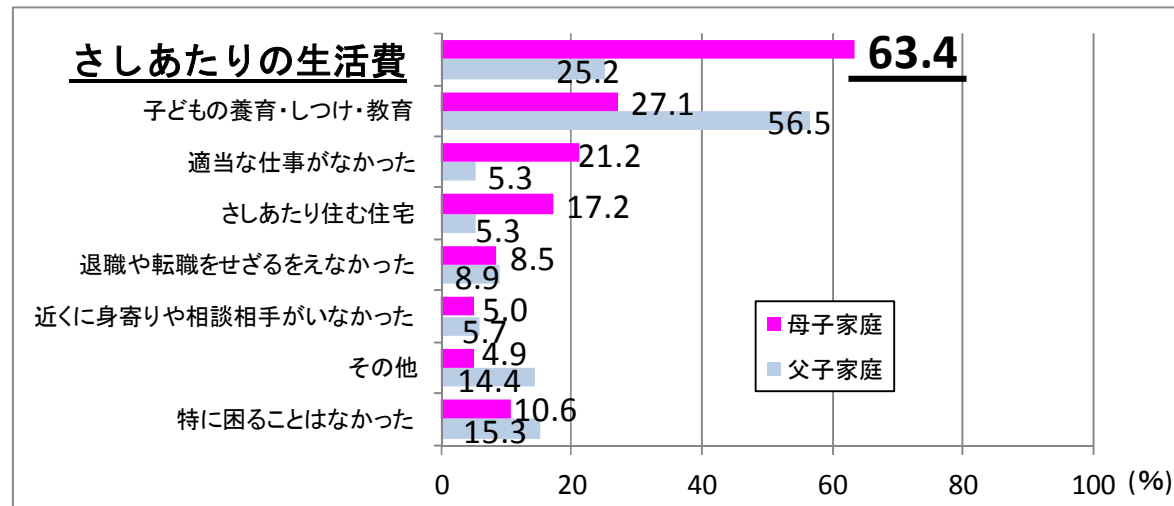
このため、市が第三者（支援者）として中立的な立場から、面会時の付き添いや連絡調整等の支援を行うことにより、面会交流の円滑な実施を図る。

2. 本市のひとり親家庭、養育費、面会交流に関する状況

(1) ひとり親家庭の世帯数と年収（平成23年度北九州市母子世帯等実態調査）

	世帯数(全体に占める割合)	世帯の平均年収
母子家庭	15,733世帯(3.71%)	約234万円
父子家庭	2,229世帯(0.53%)	約434万円

(2) ひとり親家庭になったときに困ったこと（平成23年度北九州市母子世帯等実態調査）



(3) 養育費・面会交流の実施状況（平成23年度北九州市母子世帯等実態調査）

	養育費を受けたことがない	面会交流を実施したことがない(※)
母子家庭	62.8%	50.8%
父子家庭	89.5%	41.0%

※H23年度「全国母子家庭等調査」

(4) 面会交流と養育費の関係（法務省「H23年親子の面会交流を実現するための制度等に関する調査研究報告書」）

	今も、面会交流が行われている	過去、面会交流が行われていた	面会交流を行っていない
養育費が支払われている	83.3%	8.8%	7.9%
養育費が支払われていない	53.0%	8.8%	38.2%

3. 本市における面会交流支援事業の概要

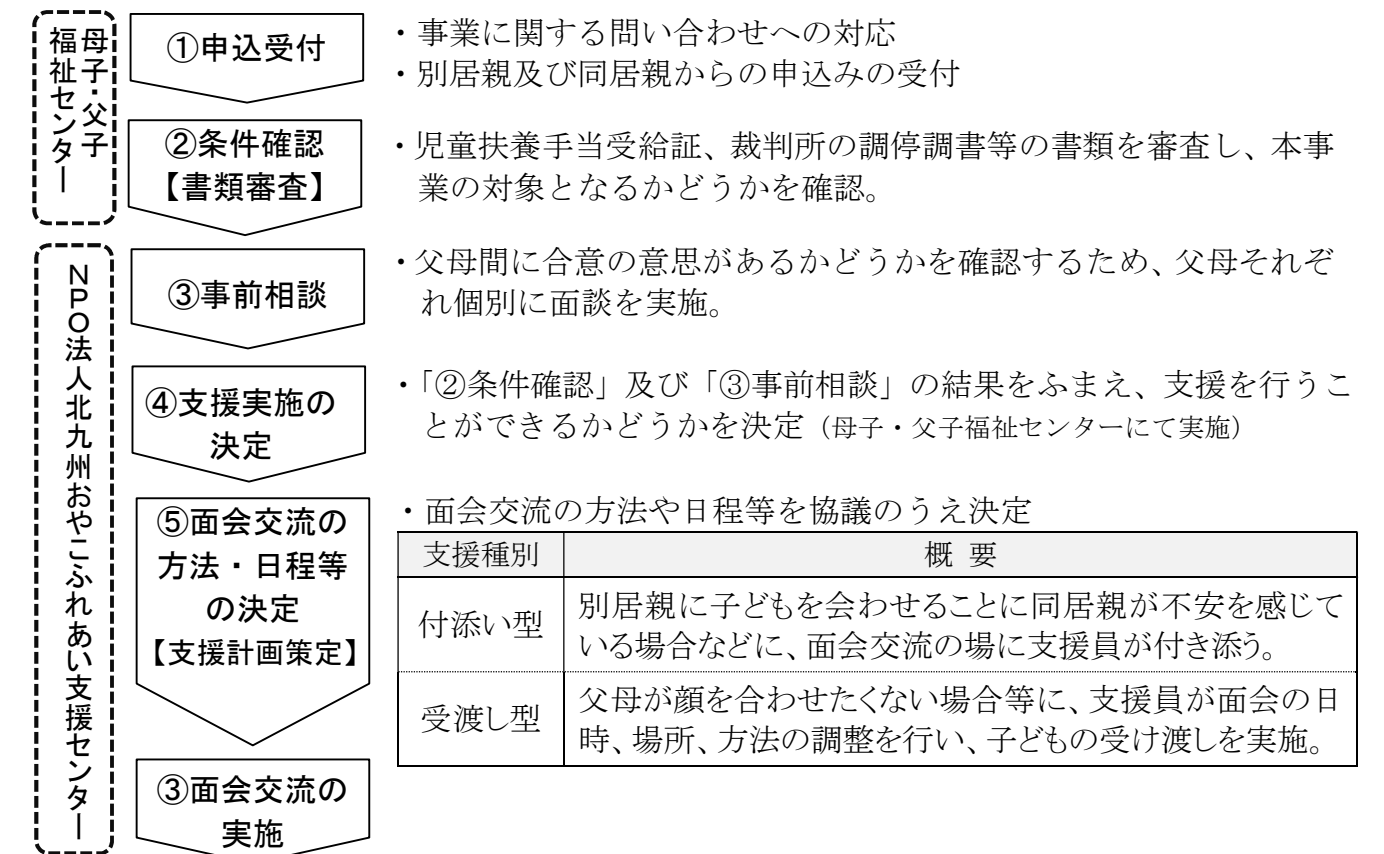
(1) 支援の対象者

- ①対象となる子が概ね15歳未満（中学生まで）
- ②子どもと同居している親、または別居している親のいずれか一方が、児童扶養手当の支給を受けているか、児童扶養手当の受給者と同様の所得水準であること
- ③子どもと同居している親が市内に住所に居住していること
- ④過去、本市の面会交流支援事業を利用したことがないこと
- ⑤面会交流について父母間の合意があること（裁判所の調停調書等が必要）

(2) 事業の委託先

- 問い合わせ・申し込み等
「一般財団法人北九州市母子寡婦福祉会」（北九州市立母子・父子福祉センター指定管理者）
- 事前相談、面会交流支援
「NPO法人北九州おやこふれあい支援センター」

(3) 事業の流れ



(4) 利用料

原則無料。ただし、条件確認のための書類準備の費用、面会交流にかかる交通費や施設利用料等の実費については利用者負担。

(5) 支援頻度・期間

支援頻度は原則月1回。支援期間は最初の面会交流から最長1年間。

(6) 平成28年度予算

1,500千円（国庫補助額750千円 補助率1/2）

(7) 事業開始

平成28年10月3日（月）